

## 別表十四（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第37条（寄附金の損金不算入）（措置法第66条の11の3第1項又は第2項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は措置法第66条の4第3項（国外関連者との取引に係る課税の特例）若しくは第66条の4の3第3項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 公益法人等のうち令第73条第1項第3号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する公益法人等に該当しないものにあつては、「公益法人等以外の法人の場合」の各欄に記載します。
- 3 「同上の2.5又は1.25/100相当額9」の欄は、令第73条第1項第2号に掲げる法人にあつては「2.5又は」を消し、その他の法人にあつては「又は1.25」を消します。
- 4 「同上の20又は50/100相当額31」の欄は、令第73条第1項第3号イ又はロ（措置法令第39条の23第1項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる法人にあつては「20又は」を消し、同号ハに掲げる法人にあつては「又は50」を消します。